

会議名称	令和7年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和7年12月22日（月） 14時00分から15時30分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室（中棟5階）	
出席者	委員	佐藤慶浩会長、内田正人委員、内山誠委員、惠羅明子委員、 大村綾香委員、菊池弘泰委員、手島広士委員、橋本剛委員、堀裕一委員、 奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、矢口やすゆき委員、安田マリ委員、山田耕平委員、 浅見雄輔委員、福内恵子委員、 堀部やすし委員（オンライン参加）、加藤隆之委員（オンライン参加）
	実施機関	松尾教育人事・指導課長
	事務局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、 眞鍋情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和7年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案）</li> <li>・資料2 令和7年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> <li>・参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・一般報告「メール送信時の宛先誤設定について」</li> </ul>
【会議内容】		
1 開会		
2 令和7年度第2回審議会 会議録の確定について…資料1		
3 令和7年度第3回審議会 報告・諮問事項について…資料2		
4 その他		
5 閉会		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第7号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置 の取組状況について	報告了承
一般報告	サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について	報告了承
一般報告	メール送信時の宛先誤設定について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただき、ありがとうございます。ただいまより「令和7年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。</p> <p>初めに、連絡事項について事務局からお知らせ願います。</p>
情報管理課長	<p>本日の会議の連絡事項をお伝えします。本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は、堀部委員と加藤委員がオンラインで参加しております。次に欠席の委員について、宇田川委員から本日の会議を御欠席される旨の御連絡がありました。</p> <p>続いて、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして会長の指名を受けてから発言をお願いします。また、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただき、お願いいたします。</p> <p>最後に、一般報告「メール送信時の宛先誤設定について」の資料につきましては、会議資料全体の送付に間に合わなかったことから、本日、席上に配布させていただいております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1の令和7年度第2回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報管理課長	<p>特段ございません。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見などがございますか。ないようですので、令和7年度第2回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは、次に次第の3に移り、報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしてまいります。</p> <p>それでは、報告第7号です。報告第7号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて、改めて確認します。本件議題については、個別の業務における個人情報の取扱いの是非について審議するのではなく、個人情報の取扱いに関して区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただき、自己点検の取組方法や、自己点検に当たり改善すべき点について、区に意見するものです。</p> <p>それでは、報告第7号について事務局から説明をお願いします。</p>
報告第7号	
情報管理課長	<p>(報告29について説明する。)</p>
会長	<p>今回は数が少ないので1件ずつ確認しましょう。今の御報告に対して、御意見も併せて構いませんので、御質問、御意見があれば挙手してください</p>

	い。安田委員、お願いします。
安田マリ委員	部会での質問、回答を拝見して、やはり、個人情報の授受をオンライン化すると聞くと、一般的な感覚として、セキュリティの問題がどうなのかというのが気になりますが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。
会長	諮問になってしまいそうな気がしますね。大丈夫ですか。
情報管理課長	一般的なことでお答えさせていただきます。インターネットを用いることによるセキュリティ上のリスクということだと思いますが、区と金融機関が、双方とも十分にセキュリティ対策を取っているということです。まず、区なのですが、例えば執務環境をインターネットから分離するとか、そういった対策を取っています。それから、金融機関につきましては、特定のユーザーしか入れないように、特定の方にはURLを教えない、IDやパスワード管理、パスワードの定期的な変更と、そういったことで対策を取っているとお聞きしておりますので、セキュリティ対策が取れているかと認識しています。
安田マリ委員	部会でのやり取りの中で、オンライン化した背景というところで、この効果に伴う質問に対して、データ不備等の出現頻度が年に1回程度ということで、これがこのオンライン化の理由となっているのかどうか。出現頻度が1度ぐらいであれば、必要性というか必然性があったのかというところを伺います。
情報管理課長	出現頻度が低いのであれば、ほかに導入に至った理由があるのかとか、そういった御趣旨かと思えますけれども、データの不備訂正というのは、あくまでオンライン化によるメリットの1つということです。物理的な媒体からデータ転送になるということで、実務の負担軽減になるということも、ほかの理由としては挙げられるかと認識しています。
安田マリ委員	背景としては、金融機関のほうから御提案を受けてということで、特にプラスの経費もかからないというところだと伺っておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。
情報管理課長	そうですね。総幹事の金融機関から各事業所に提案があつて、これを受けて、今回、導入することを決めたということです。また、インターネット環境が整っていれば、このサービスを利用できますので、新たなコストが発生することはないと聞いております。
安田マリ委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問、ご意見はありますか。ないようですので、報告30をお願いします。
情報管理課長	(報告30について説明する。)
会長	ありがとうございます。当審議会がすべきことは、デジタル・セキュリティ部会が実施している点検の方法等を確認することですので、お手元の資料2の6ページの表が我々としては重要になるわけです。当審議会からデジタル・セキュリティ部会に対して確認をするように意見している確認

	<p>事項の一覧、中ほどのやや下にある「その他の内容」というのは、審議会からデジタル・セキュリティ部会に確認事項として意見していた項目ではない質疑応答がデジタル・セキュリティ部会で行われた場合、その他に○が付きます。今回、報告 30 に関しては、その他が○になっていて、1つ目として、個人情報の取扱いを委託する相手との書面上の関係を確認したということになっています。当審議会ですべきことは、その他の部分を上に繰り上げて、次回以降、全件確認してもらうというようお願いするのか、それは個別のことだから、その他のままでよしとするのか、その判断です。</p> <p>その内容を踏まえた上で質問なのですが、報告 30 について、部会で杉並区と交流協会の関係についてのやり取りがあり、資料では「書面上の」と付いているのはなぜですか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>こちらは資料では割愛させていただいたのですが、本件においては、契約の有無とは別に、個人情報保護制度においては外部委託と取り扱っているという話になり、交流協会はもともと杉並区と関係のある団体でございますので、協定の締結なのかあるいは契約関係にあるのかといった話題になりましたので、やり取りの趣旨を踏まえて資料に落とし込むときに、書面上の関係を確認されたというような形に事務局でまとめさせていただきました。</p>
会長	<p>なるほど。分かりました。</p> <p>先ほど確認した当審議会の役割について、今のやり取りを踏まえて、ほかの議題でも毎回確認する必要がなければ、この6ページの表はそのままとなります。一方、今後、別の案件でも確認した方がよいということであれば、上に移す必要があります。上に現在あるのは委託先の妥当性ですかね、委託先が適切であったかといった項目だと思うので、今回は上に移動しなくても常識の範囲内かと思います。私の意見を先に言うとよくないですね。上に移さなくてもよいか、上のどこかの項目に入れたほうがいいのか、あるいは、項目を1つ増やしたほうがいいのか、御意見があれば伺いたいと思います。御質問、御意見はありますでしょうか。奥山委員、お願いします。</p>
奥山たえこ委員	<p>この業務の内容がちょっと判然としないのですが、まず、相談業務の情報を紙媒体で今のところは管理しているということのようですが、その紙媒体を管理しているのは区だけなのでしょうか、いや、交流協会がやるのですよね。ファイルは多分1つと思うので、両方がそれにアクセスするというか、行って実際に触るというか、そういうことになっているのですか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>システム導入後は、当然、区も見ることができますし、入力しているのは交流協会ですので、同じものを見ているということになります。現在の業務としては、区政相談課の窓口で交流協会が外国語相談を受けておりまして、日報の形で紙の報告を区政相談課で確認しています。</p>
奥山たえこ委員	<p>なるほど。そうすると、ちょっと何か管理者がはっきりしているようではっきりしていないとか、いろいろな人が触ったりすると、そこでい</p>

	ろいろと間違いが起りやすい気がします。そういう意味では、今回、一元化することで管理しやすくなるし、例えば入力ですとかメンテナンスも間違いが減るように思いますが。では、これからは区からも交流協会からも管理できると。そのデータはどこにあるのですか。
情報公開調整担当係長	データは、このクラウドシステムの中に相談記録として記録されていくこととなります。
奥山たえこ委員	どこがそのシステムを管理しているのですか。
情報公開調整担当係長	システムを設置したのは、公益法人の東京都つながり財団という団体でございます。東京都の外郭団体と聞いています。
奥山たえこ委員	なるほど。ということは、第三者というわけではないけれども、今まで関与していなかった新たな事業者が、事業者と言っていいのかな、入ってくるということになるわけですね。そうすると、データのやり取りをする回数が増えたりすると、その途中で例えば間違っちゃったりということが発生し得ないのかと思うのですが、その辺はどのようにしてならないようにしているのでしょうか。
情報公開調整担当係長	今の御質問は、システム自体のエラーとか、そういった意味合いで起こり得るかという御趣旨でしょうか。
奥山たえこ委員	いや、保存している所が杉並区でも交流協会でもないわけですね。そういう所にアクセスをして、これからデータを入力したりメンテナンスをしていくわけですね。そのときに、そのデータがきちんと保存されたりするかということは、どのようにして担保しているのかということを知りたいのです。
情報公開調整担当係長	一般的に相談記録等をクラウドに記録するという類いのものと認識しています。入力するのは相談を実際に受けている交流協会であり、それを区も同じ領域で見ているということですので、場所としては、システムの中で制限された、杉並区と交流協会のみが管理している領域、その中に記録は入っております。当然、記録や修正ができるのも許可された領域に入れる主体のみですので、区と交流協会しか相談記録にアクセスして何かをすることはないということになっています。
会長	6ページの確認事項一覧に戻ります。確認事項については、なるべく項目数は増やさず、項目の幅を広げて、その中で複数のことを確認してもらうという考え方です。委託先の妥当性というのが確かにはないのですが、事務的には所管課が調達費用を出して、それに応じた業者を所管課が選ぶという流れですね。それとも、これは随意契約、指名で選ぶのですか。今回の場合は公募ではないわけですね。
情報公開調整担当係長	交流協会につきましては、これまでも外国語相談の対応をお願いしていた経緯もあり、協定で双方に役割分担を決めて事業を実施しています。
会長	分かりました。そうすると、業務委託先の妥当性という項目はあつていいかもしれませんね。通常の調達であれば、調達での業者選定の際にそれ

	<p>が当然に行われると思うのですが、今回のように、背景があつて団体と区が協働で事業を実施するときには、選定作業がなくなってしまうので、デジタル・セキュリティ部会で確認していただきましょう。おそらく、業務そのものをお願いするという観点で所管課は考えていくと思うので、そのときに、セキュリティの観点で業務委託先という関係においてその団体でいいのかという観点が漏れてしまうかもしれないので、ここに入れましょうか。今ある項目は、委託業務で取り扱う妥当性であつて、これは委託をするのか職員が処理するのかにおいて、委託で取り扱う妥当性という話です。また、下にある委託業務従事者の条件も違う話なので、「業務委託先の妥当性」という項目を加えましょうか。それで、上に入れましょう。委託業務関係は並べていただいて、委託業務がないときには、そこは全部チェックする必要はありませんからね。委託業務があつた場合には、まず委託業務で取り扱う妥当性、続いて委託先の妥当性、それから委託業務従事者の条件の検討、これも妥当性ということだと思いますが、その3点を確認するという形でいきましょうか。委員の皆様、御意見はありますでしょうか。大丈夫ですか。それでは、報告30は今の形として、報告31をお願いします。</p>
情報管理課長	(報告31について説明する。)
会長	<p>報告31について御意見、御質問と、先ほどと同様に、今回も6ページを見ていただくと、その他の所に○が付いていますので、今後これをどのように点検方法に反映させるのかについて、御質問、御意見があれば伺いたいと思います。浅見委員、お願いします。</p>
浅見雄輔委員	<p>これまでは、映像データの取り扱いはどのようになっていたのですか。各カメラに記録媒体があつて、各カメラを見に行っていたということなのでしょう。</p>
情報管理課長	委員の御認識のとおりです。
浅見雄輔委員	<p>そうすると、何か犯罪が起きたときに、カメラ設置場所にわざわざ行って記録を取り出してという作業で、庁内からはできなかったということですか。</p>
情報管理課長	お見込みのとおりです。
内山誠委員	<p>浅見委員の御質問に関連して、私どもも町会として防犯カメラを設置しています。ある所に設置している防犯カメラで撮られた何月何日何時頃の映像を欲しいということ、警察署から依頼があります。その場合、私のパソコンを持って、防犯カメラ設置場所に行って、映像を取って、USBで提供するというやり方をしています。ですから、このやり方を我々もできると大変有り難いと思います。何台も設置する防犯カメラの映像が中央で管理できるというのは、セキュリティがうまくいけば大変便利な機能だと思います。</p>
浅見雄輔委員	ありがとうございます。よく分かりました。

<p>会長</p>	<p>今の内山委員の御意見について、杉並区のポイントは、インターネットから自由に見えるわけではなくて、閉域網でのアクセスになっているので、杉並区は遠隔での取扱いにしても大丈夫ということなのです。一般的には、コストとセキュリティは連動します。パスワードさえ分かればインターネットから見えてしまう製品だと、セキュリティとしては弱くなってきますので、御検討の際にはこの辺りを考慮していただくといいかと思えます。</p> <p>6ページの一覧を確認します。基本的には上の項目にセキュリティの内容確認はないのですが、これは、デジタル・セキュリティ部会はセキュリティの確認をする部会なので上の所に特にないということですので、報告31はその他で分類していただいています、このままの形でいいかと思えます。セキュリティに関しての再確認を部会で確認してくれたときに、今のままにしておく、その他を見ることで分かるので、このままにしたいと思えます。</p> <p>ほかに御質問、御意見はありますか。山田委員、お願いします。</p>
<p>山田耕平委員</p>	<p>防犯カメラの死活監視でいうと、カメラも異常有無を把握するというのが目的だと思うのですが、運用は具体的にどのように行われるのかを確認させてください。映像を実際に開くのか、又は稼働状況などのメタデータの確認で済むのか、オンライン上での映像閲覧が発生する場合、その頻度と必要性なども確認したいです。オンラインで見られることで、常時監視に近い運用が技術的にはできるのかということも、少しセキュリティ上は懸念するのですが、この辺りはどのような扱いになるのかを確認して終わりたいと思えます。</p>
<p>情報公開調整担当係長</p>	<p>基本的な考え方として、オンライン対応が可能となっても、常時モニターはしないとのこと。あくまで、先ほどの内山委員のお話ではないのですが、警察などから正式に照会があったときに、その画像をダウンロードするというものであるということでした。それから、死活監視については、これも先ほどの話とつながるのですが、常時監視しているわけではないので、異常があったという通知が来るという運用になっていると聞いております。</p>
<p>山田耕平委員</p>	<p>通知が来た際には、映像を見るのですか。</p>
<p>情報公開調整担当係長</p>	<p>正常に動いていないという通知が来た際、映像を見る必要があるのか、あるいはエラーが出ているからそのエラーを解消するために現地に行くのかという判断はあると思いますが、当然、所管も防犯カメラに写っている映像を必要がないのに見ることはしないということに関しては非常に気を付けておりますので、基本的には必要があるとき以外はカメラの映像は見ない運用であるということでした。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問、ご意見はありますか。それでは、報告31は以上です。続いて報告32をお願いします。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>(報告32について説明する。)</p>

会長	報告 32 について、御質問、御意見があれば伺います。奥山委員、お願いします。
奥山たえこ委員	この情報は、いつまで保存するのでしょうか。というのは、例えば購入した後にいろいろ不具合があったということになると、それは多分御本人と購入店との間のことになると思うので、区は関与しないと思うのです。そう考えると、御本人が買いました、それを区が確認して、3万円を御本人に振り込むと、それで終わりになるのでしょうか。それとも、後々のことを考えて、まだ少し保存しているのか。するとしたら、いつ頃までなのかということをお伺いします。
情報管理課長	補助金に関するものですので、他の文書などと同様に5年とか、文書の保存年限の中で対応していくのかと認識しております。
会長	ほかにありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	先ほどの案件で取り扱った確認事項にも関連しますが、指定店舗で購入することになっていて、指定店舗で申請して区が情報を取得するということですね。業務委託先の妥当性という観点で、指定店舗というのは、どのように指定されるのですか。指定店舗が不適切な所であったら、セキュリティ上の懸念が生じると思います。
情報公開調整担当係長	指定店舗は、東京都と都の支援事業の実施に向けた連携に関する協定を締結した通信事業者の店舗のうち、区が指定した店舗となっていて、いわゆる4大キャリアといわれている事業者の区内店舗です。
浅見雄輔委員	東京都と支援事業の実施に向けた連携に協定した通信事業者の店舗のうちから、区が指定するのですよね。区が指定する条件というのは、どういうものなのかというのが、質問の趣旨なのですが。
情報公開調整担当係長	店舗として妥当な所なのかということについて、指定店舗は都が指定した、大手の通信事業者の店舗です。そこから区の判断で阿佐谷店がいいとか荻窪店は不適というような仕分けはしておらず、都の指定した店舗で、そのまま区の指定も行われていると考えております。
浅見委員	分かりました。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。ないようですので、確認事項一覧表を整理します。最初の奥山委員の御質問について、現行の確認事項一覧に個人情報の保有期間というものがあります。浅見委員の御質問は、先ほどの報告 30 で追加することとした、業務委託先の妥当性で、次回以降は確認がされると思います。本件でいうと、東京都が指定しているからよしとするのではなく、杉並区としても、委託事業者の妥当性をデジタル・セキュリティ部会で念のため確認するということですね。そうしましたら、報告 32 は終わります。次は、報告 33 をお願いします。
情報管理課長	(報告 33 について説明する。)
会長	今の報告に関して、御質問、御意見があれば、挙手をお願いします。奥山委員、お願いします。

奥山たえこ委員	この相談内容について、かなり個人的な情報が寄せられるということではないのかが、よく分かりません。というのは、例えば父や母がこうこうこういう状況なので、子どもの保育がうちでは欠けるので、是非保育所に入れてくださいというような状況であったりすると、そういう事情をいろいろ書かれたりしても、知らされても困るのかと思うのですが、そういう心配などはないのでしょうか。
情報公開調整担当係長	実際の入所相談の際には、恐らく御家庭の事情などをお話されることがあると思います。相談の内容が入所の指数に影響があるのであれば、当然そういった情報は記録すると思います。今回の案件ではオンラインで相談の予約をするところにとどまっておりますので、予約の際に、家庭の事情などについて相談したいということは入力されるとは思いますが、詳細な内容は実際の御相談の際にお伺いしますので、予約の際に入力内容の制限をするかという判断もあろうかとは思いますが、基本的にはこういうことが聞きたいといったことが入力されるのかとは考えております。
会長	山田委員、お願いします。
山田耕平委員	全く同じ観点なのですが、保育に関する業務の相談内容には、子どもの発達状況や家庭環境など、要配慮個人情報に該当し得る情報がどうしても含まれると思うのです。そういう点でいうと、ただの面談予約というよりは、要配慮個人情報を恒常的に取り扱う事務になりかねないかと思っているのです。そういった記録の範囲や閲覧の権限や、他機関への提供や保存期間について、管理、運用はどのように考えられているのかと思い、確認したいと思います。
情報公開調整担当係長	こちらは、杉並区への入所相談の予約になりますので、この情報連携基盤の中でも杉並区の領域の中で管理されています。ほかの自治体は、杉並区に入所相談の予約でこういうものが来ているのだというところは見られないこととなっております。
会長	ほかにありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	細かい質問なのですが、この取得する個人情報の所に氏名や生年月日とあるのですが、当然相談する親の氏名、生年月日だと。それと、実際に入所を希望する子の氏名や生年月日があると思うのですが、それは主体が別だから、取得する個人情報とは異なってくるから、両方記載が必要であったりしないのかと思ったのですが。
情報公開調整担当係長	今、委員がおっしゃったように、保護者の氏名があり、児童の氏名もあるというような書き方もしたほうが、より詳細な記録にはなりますが、外部結合の記録においては、保有の記録の粒度で作成されることが多いです。
浅見雄輔委員	それは別に記載しないといけないのではないかと思います。親の情報と子の情報というのは違うものですね。それぞれ記載しなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。
情報公開調整担当係長	外部結合の記録の作成においては、氏名は氏名として扱うという運用が

	なされております。今、そういった御意見もありましたので、そうすべきかというところは少し考えたいと思います。
浅見雄輔委員	お願いします。
会長	今の件に関して、審議会委員がお願いして、区が分かりましたと言われてしまうと諮問したようになってしまうので、少しやり取りの仕方を考えましょうか。委員間で意見交換をしているのを横で区が聞いていて、区はそれを参考にできると思ったから、それを今後参考にしますという立て付けにしておきましょう。
浅見雄輔委員	あくまでも、質問ということですね。
会長	<p>そうですね、質問にしましょう。報告 33 でいうと、相談内容のような自由記入のときには、書き込む方が個人情報を書き込んでしまうと、受ける側では防ぎようがないので、それを 6 ページの上の点検項目のどこかに入れておきましょうか。今後新たなものがあつたときに、デジタル・セキュリティ部会がそのことを確認できるようにする項目がどこかにあつてもいいかもしないですね。今の項目にも、どこかに個人情報を最小化するみたいなことがあつたと思うのですが、上から 6 行目の「取り扱う個人情報の最小化」の解釈のようなものですが、取り扱うというよりは「取得する個人情報の最小化」というものをどこかで読み込めますかね。主管課が個人情報を必要としていないのに個人情報を書き込まれてしまうことがないかという確認項目を追加したほうがいいですね。</p> <p>これは民間のサービスでもよくあつて、伝言板サービスなどでニックネームの項目を用意して「本名を書かないでください」と書いてあつても、書いてしまうユーザーがいるのですよね。そうなってしまうと、日本の個人情報保護法の場合ですと、本名を書き込まれてしまうと、それで個人情報の取得になってしまうという問題があります。海外の場合ですと、それは御本人がニックネームとして出したのだから、それはニックネームですという立て付けになるのですが、日本だとそれは個人情報になってしまうのですね。そこは日本の法律自体の融通が利かないところなのですが、結論としてはそうなってしまいます。</p> <p>そうしましたら、上から 3 行目の項目を、「情報及び個人情報の収集方法」という形に広げましょうか。この確認項目の意味は、杉並区あるいは業務委託先としては個人情報を収集するつもりがなかったのに、個人情報が入ってきてしまうことがないかという確認をするというものです。</p> <p>個人情報が書き込まれることを想定していない場合には、「個人情報は書き込まないでください」と記載した方がよいですね。民間のサービスでも「本名を書かないでください」と書いてあるものがありますよね。そういった観点で、今後デジタル・セキュリティ部会で確認していただければと思います。ほかに御意見、御質問がなければ、次に移ります。それでは、報告 34 をお願いします。</p>
情報管理課長	(報告 34 について説明する。)

会長	報告 34 について御質問、御意見があれば、お伺いします。奥山委員、どうぞ。
奥山たえこ委員	これまでは紙というか、そういったもので管理していたと思うのですが、これからはクラウドサービスに一本化して、紙での管理はしなくなるのでしょうか。というのは、自転車は日常にとっても必要なので、撤去されたらその日にでも取り戻しに来たいという人がいると思うのですが、その行ったときに、いや、まだクラウドサービスに登録しておりませんかとなると、紙のほうを見てくださいますよということはあるのでしょうか。
情報公開調整担当係長	参考資料の 49、50 ページのシステム概要図の所に記載がありますが、下のほうに「自転車放置者」という丸がございまして、そこに対して、⑦で区から撤去のお知らせをはがきでお知らせするということになっておりますので、今後も、紙として撤去されたという情報は所有者の方に届きます。今回のシステムの 1 つの変更点でもあるのですが、撤去事業者が、撤去した自転車の情報をシステムに入力ができるようになります。このシステムを保管事業者も見ていますので、自転車の情報、打刻された番号ですとか防犯登録の番号から、自転車が撤去されたという情報は、この保管事業者も区も見ることになるのです。これにより、お問合せの対応が速やかにできるようになるというのが、今回入れ替えたシステムの利点です。すみません、御質問に戻りますと、紙としての撤去のお知らせは、今後も所有者の方には届きます。
奥山たえこ委員	今の紙というのは、はがきでお知らせが来ることなのでしょうけれども。ごめんなさい、私の質問の仕方がよくなかったのですが、早く返してほしいわけですよ、自転車は必要だから。あっ、しまったと思ったら、しょうがないから 5,000 円を握りしめて引き取りに来るのです。そのときには、入力前であっても、例えば撤去の情報がちゃんと管理されていて、大体鍵を持っているとか、それが合うかどうかとか、若しくは、どういう自転車ですよとかと言うと返してくれたりするのです。つまり、ほとんどのクラウドサービスなどに使うのは業務の効率化であって、それはちょっとこの審議会とは関係ないのですが、ただ、このクラウドサービスにすることで、何かすごくサービスが落ちてしまうというか、入力するまで待ってください、はがきが届くまで待ってくださいと言われると、はがきは届くまでに多分 1 週間以上ぐらい掛かりますので、その辺のことはやはり紙での管理、紙というのは、つまり、撤去したという情報をデータではなくて紙ベースで管理するというものも同時にやっておかないと、並行してやっておかないと、いろいろ困ることが出るのではないですかということをお尋ねしたいのです。
情報公開調整担当係長	撤去しましたという表示が駐輪していた場所にあったときに、すぐに取りに行ったら返してもらえようようなことがあるのかということに関連すると思うのですが、撤去のお知らせを持参してもらうところは変わらないです。従前のシステムも、これから導入するシステムも、撤去のお

	<p>知らせを持ってきていただいて、手数料をお支払いいただいたときに返還するということは変わりません。情報がシステムに入って、お知らせが届くまで待つていただくという点においては、確かに撤去のお知らせがないと返還できないということになります。そこはシステムの導入前後で変わらないものと認識しています。</p>
<p>【主管課への確認を踏まえた説明修正】</p>	<p>事務局からの説明において、撤去のお知らせ（はがき）を持参しないと自転車の返還ができないと発言しましたが、主管課に確認したところ、撤去のお知らせをご持参いただかなくても返還は可能とのことでしたので、「撤去のお知らせがないと返還できない」旨の説明については取り消させていただきます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>上記を踏まえ、奥山委員からの御質問に以下のとおり回答いたします。</p> <p>○システム導入前後で変更された点は、参考資料 49 ページ、50 ページの図をご確認いただければと思いますが、(1) 自転車撤去事業者が「撤去自転車の状況・防犯登録番号をシステムに入力すること」(2) 自転車保管・返還事業者が「撤去された自転車の所有者情報などを確認すること」の2点であり、その効果は自転車保管・返還事業者が所有者からのお問合せにこれまでより迅速に対応できるようになることです。自転車の返還に関して、所有者の方に持参いただくものや手続の変更はありませんので、従前のシステムによる運用と比較して返還までお時間をいただくなど、所有者の方に不利益となるサービスの低下はないと認識しています。</p> <p>また撤去後すぐに集積所へ返還申請にいらした場合でも、撤去時及び集積所受け入れ時にシステムへの登録が行われるため問題なく返還できます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問、御意見はありますか。堀部委員、お願いします。</p>
<p>堀部やすし委員</p>	<p>よろしくお願ひいたします。参考資料の 43 ページなのですが、こちらの 19 番に免除理由というのがあります。この免除理由が要配慮個人情報という扱いになっていない理由は何でしょうか。一般的に放置自転車の撤去費用の免除は要配慮個人情報に該当しないとは思いますが、場合によっては該当する場合もあり得ると思います。その辺りはどのように整理されているのでしょうか。</p>
<p>情報公開調整担当係長</p>	<p>主な免除理由としては、盗難届が出されているというものだと思います。盗難届が出されているという事実が要配慮個人情報に当たり得るのかという視点での議論はデジタル・セキュリティ部会においてされなかったのですけれども、「犯罪により害を被った事実」に該当するのであれば、要配慮個人情報に該当し得る可能性を今のご指摘で認識しました。デジタル・セキュリティ部会において、免除理由は要配慮個人情報ではないのかという確認はされていなかったもので、所管にも確認をしたいと思ひます。</p>
<p>堀部やすし委員</p>	<p>よろしくお願ひします。犯罪の内容ということもあるでしょうし、病気や事故というような突発的なこともあるだろうと想定されると思ひますので、是非、御確認をお願ひします。ありがとうございます。</p>

<p>【会議後の事務局からの説明】</p>	<p>撤去手数料の免除を認めるものは（１）撤去された日の翌日までに盗難届が出ていた場合（２）明らかに玩具である場合（補助輪がついているなど、外形から移動用でなく遊戯用であることがわかる場合）（３）緊急搬送等で適正に駐車できないやむを得ない理由があった場合としています。</p> <p>（１）について、盗難届が提出されていることが直ちに個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に規定する「犯罪により害を被った事実」には該当しないものと考えます。（２）について、自転車の外形であることから要配慮個人情報には該当せず、（３）について、手続時に搬送証明等を確認するのみであり、記録される情報は消防署名のみのため、法施行令に規定する「医師等により心身の状態の改善のための診療が行われたこと」には該当しないものと考えます。上記の理由から、放置自転車の撤去費用の免除理由は要配慮個人情報ではないとの判断に至りました。</p> <p>今回、デジタル・セキュリティ部会での確認において、要配慮個人情報に該当するかという議論がありませんでしたので、今後は業務で取り扱う情報が要配慮個人情報に該当するのかという観点の確認を徹底します。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありますか。今のやり取りは、６ページの表で言うと上から２つ目の「個人情報の取扱類型の該当性」に当たりますかね。本件においては、デジタル・セキュリティ部会では、この該当性の確認をしていなかったということだと思いますが、ここの２番目の項目を今後も確実にやっていただければよいので、６ページの表には反映しないで、このまま進められるかと思います。</p> <p>そうしましたら、残りの報告 35、36、37 は、いずれもデジタル・セキュリティ部会ではセキュリティの観点の確認のみということで、審議会からお願いしている追加確認の項目は今のところはないですので、報告 35、36、37 に関しては、報告を３つまとめて頂いてから、その後、３つまとめて御質問、御意見を頂こうと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>（報告 35、報告 36、報告 37 について説明する。）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、報告 35 から 37 までについて御質問、御意見があれば、お願いいたします。奥山委員、どうぞ。</p>
<p>奥山たえこ委員</p>	<p>封入封緘といった作業は、とくに外部委託をしているのだと思っていたので、今頃こういうのをするのだと思ったのですが、説明の中に書かれてある「正確に行うため」というところをお聞きしたいです。つまり、不正確に行ってしまったというのはどういう場合なのか。封筒の宛名と違う人の書類を入れて送ってしまったということは、たまに聞いたりしますけれども、そういうことなのでしょう。窓付き封筒を使えばそういう間違いは起こらないのかなと思うのですが、正確に行うためにはどのような工夫をなさっているのか。もちろん業者にもここは慎重にやってくださいよというふうに言っているのだと思いますが、その辺をお聞きしたいです。</p>
<p>情報公開調整担当係長</p>	<p>今、委員がおっしゃられたとおり、所管では、こういった作業をいまだに職員が処理しており、件数もかなり多く、非常に事務工数として負担に</p>

	<p>なっているとのこと。こういった通知に関連する誤りとなりますと、例えば、今おっしゃられた窓付き封筒であっても、違う人への通知も一緒に入れてしまったといったミスなどが考えられるかと思います。そういった誤送付、事務誤りをなくすためには、職員がかなり負担感がある中で処理するよりは、委託して事業者にしっかりとやっていただくと、そのような趣旨で、今回、委託を判断したと認識しています。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見はありますか。ないようでしたら、この件も、35～37に関しては、特に6ページの表の更新は行わずに、このままにしたいと思います。それでは、報告第7号は了承といたします。</p> <p>続いて、「サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」、一般報告があります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
一般報告	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。矢口委員、お願いします。</p>
矢口やすゆき委員	<p>今回、策定するに当たりまして、これまでの改定になると思うのですが、情報セキュリティ専門官でしたか、何かそういう専門的な方の意見などもきちんと踏まえて反映されているのかどうか、今後それを実際に運営していくに当たって、第三者機関などがどう絡んでくるのか、それらを聞きたいのが1点目です。</p> <p>2点目が、これは国からの方針によるものだと思うのですが、ほかの自治体の状況なども大体同じような内容に改定されているのか、他自治体との横並び状況などがあればお聞かせください。</p>
情報管理課長	<p>まず、こちらを策定するに当たって、第三者からの意見を聞いたとか、そういったことはございません。基本的に国のガイドラインどおりということで、策定させていただいているところです。2つ目の他自治体の検討状況ですが、他の23区にも検討状況を確認しているのですが、いずれもまだ検討中というところで、杉並区が割と早めに検討に至ったというところでは。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますでしょうか。それでは、御意見はありますでしょうか。それでは、御質問、御意見がなければ、本件は了承といたします。</p> <p>次に、「メール送信時の宛先誤設定について」、一般報告があります。所管課から説明をお願いします。</p>
教育人事・指導課長	<p>私からは、メールの送信時の宛先の誤設定についての御報告を申し上げます。</p> <p>概要としましては、資料にございますように、令和7年12月5日、区内の桃井第二小学校において、臨時的任用教員及び時間講師の採用をするに当たりまして、教育委員会から配布をした名簿に記載された152名のメールアドレスを使って、一斉送信により募集を行った際に、BCCではなくTO</p>

	<p>で送信をしたことにより、メールを送信された全ての方が、ほかに送信された方のメールアドレスを確認できる状態になったということが判明いたしました。誤って送信した個人情報につきましては、メールアドレスのみです。</p> <p>原因としては、臨時的任用教員及び時間講師の採用に当たる担当者が、送信の際に、誤って、確認不足のために BCC で設定すべきところを TO のまま送信を行ってしまったということです。なお、翌6日（土）に、受信をした者から同校の担当者に、送信先が全て TO になっているという連絡があったことから、本件が発覚しました。</p> <p>区の対応としては、まず、関係者への謝罪ということで、桃井第二小学校から12月8日（月）に全ての方に謝罪及び誤って送信したメールの削除の依頼を行っております。現在75名の方が削除をしたということを確認しておりますが、引き続き現在も削除について確認を行っているところです。</p> <p>報道機関への情報提供として、12月8日の夜、広報課を通じて情報提供を行わせていただきました。なお、再発防止につきましては、複数宛てにメールを送る際には、宛先ごとに1件ずつ送信を行うか、BCCで送るよう、全管理職に改めて指導を行いました。また、区立学校全校に対しまして、令和8年2月より、送信前に再度宛先を確認することを促すポップアップが出るようなセキュリティソフトの導入を予定しております。以上、報告とさせていただきます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますか。内山委員、お願いします。</p>
内山誠委員	<p>これだけ多くの方々のメールアドレス、BCCとかTOとかいう話以前に、これだけの情報を入手できる手段があったということですよ。ということは、その原本がどういう形で管理されているかということのほうが重要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。</p>
教育人事・指導課長	<p>こちらの名簿につきましては、東京都教育委員会からの情報を区教育委員会を通じて学校の管理職へ配布させていただいているもので、パスワードが掛かっており、このパスが分からない限りは開けないというような状況でお送りさせていただいているものです。なお、この情報につきましては、臨時的任用教員と時間講師の方々の採用に当たって必要な情報ということで、東京都教育委員会が収集を行っているものです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。山田委員、どうぞ。</p>
山田耕平委員	<p>職員採用の大変さを私も教育現場から非常にたくさん聞いてまして、こういったことは起こり得る可能性があるのかなと思うのですが、今回のBCCの設定ミスというのは、全国の自治体でも繰り返し発生している類型だと思います。個人の注意喚起だけでは限界があるのかと考えているところです。本件の対応としては、注意喚起と送信前の確認を促すソフト導入ということで、これ自体は確認型の対策も重要だと思うのですが、これだけだとヒューマンエラーを完全に防ぐことは難しいのではないかなと考え</p>

	<p>ています。例えば、外部宛ての一斉送信について、TO や CC に複数の宛先が入力されている場合は、自動的に送信できなくなるやり方とか、BCC が設定されていない場合は送信不可とするようなものとか、一定件数以上は送信自体を止めるといった、誤った宛先設定そのものを技術的に防止するというような強制的な対策を一部実施されている自治体もあると思います。今後、外部宛ての一斉送信に対して、こうした強制的な再発防止策、対策みたいなものを実施することを区として考えているのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。</p>
情報システム担当課長	<p>区の全体のシステムのことなので、私からお話します。学校現場では、令和8年2月に送信前の確認を促すセキュリティソフトウェアを導入するのですが、区の職員については、現時点でこういったセキュリティソフトはあります。システムを導入しても、確認した上で送ってしまう可能性はありますので、完全にヒューマンエラーを防ぐことはできないかと思いません。実務上の影響とほかの技術、また経費とか、そういったものを照らしながら、研究はしてみたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。そうしましたら、今の報告の4の(1)にありますように、現在は削除が124名中75名まで確認できていますので、これが最終的に124名全部の確認ができたかについて、また次回の審議会で最終報告をしていただければと思います。本日は一時報告ということで承りますので、この件が終了するのは、全員から削除完了の報告を受けた時になりますので、終了報告をお待ちすることにしたいと思います。それでは、本件は了承といたします。</p> <p>本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますか。</p>
情報管理課長	<p>本日確定いたしました令和7年度第2回の会議録につきましては、事前にお配りしたものと変更がございませんでしたので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>次回の審議会は、令和8年3月23日(月)午後2時から、終了時間は案件にもよりますが午後5時を想定しております。会場は、本日と同じく中棟5階第3・第4委員会室の予定です。どうぞ、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和7年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。</p>